

タブレットを利用したきずな再生・強化事業（開発・情報発信系）
落札者決定基準

1 選定委員会

本業務の落札者の決定に関する事項は、「浪江町総合評価委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

2 評価方法

(1) 評価の配点

評価にあたっては、400 点の範囲内で採点を行い、技術評価による得点（以下「技術点」という。）と価格評価による得点（以下「価格点」という。）に区分し、配分を 3 : 1 とす

$$\text{総合評価点 (400 点)} = \text{技術点 (300 点)} + \text{価格点 (100 点)}$$

る。

(2) 技術評価の方法

技術点は、必須項目を満たした場合に与えられる「基礎点」と、各々の加算点項目を満たした場合に与えられる「加算点」の合計とする。配点は次のとおりとする。

$$\text{技術点 (300 点)} = \text{基礎点 (25 点)} + \text{加算点 (275 点)}$$

各項目の評価は、委員会が「技術提案書評価表」（第 7 号様式）（以下「評価表」という。）に基づき行う。

ア 基礎点

委員会が必須項目について仕様を満たすと判断した場合、基礎点を付与する。評価の結果、どれか一つでも満たされていないと判断した場合には、不合格とする。

イ 加算点

委員会の各委員が評価表に基づき加算点項目の評価を行い、加算すべきと判断されたものに対して以下の表に基づき点数化する。

各項目の点数は、委員会の各委員による当該項目の点数の総和を委員数で除して、小数点以下第二位を切り捨てた値とする。

① 評価基準

評価	評価基準
3	提案内容が特に優れている。
2	提案内容が優れている。
1	提案内容がやや優れている。
0	普通

② 配点表

評価	最大加点			
	20	15	10	5
3	20	15	10	5
2	10	7	5	3
1	5	4	3	1
0	0	0	0	0

(3) 価格評価の方法

ア 費用見積書の評価

入札書（第 3 号様式②）に記載された見積額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）が、財務規則第 118 条の規定に基づき作成された予定価格を超えている場合には、不合格とする。

イ 価格点は、入札価格を予定価格で除して小数点以下第 3 位を切り捨てて得た値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

(4) 不合格の扱い

ア (2)-「ア 基礎点」で不合格とした者の加算点項目の評価は行わない。

イ (2)-「ア 基礎点」で不合格とした者の入札書は開札しない。また、価格評価は行わない。

3 落札者決定方法

(1) 入札価格が財務規則第 118 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。